|  |
| --- |
| **役員の変更等の届出** |

**（法第２３条第1項、規則第５条）**

|  |
| --- |
| * 法人は、役員が変更した場合及び役員の氏名、住所又は居所に異動があった場合には、**変更後の役員名簿**を添えて**役員変更等届出書（規則別記様式第４号）**を群馬県に提出しなければなりません｡
* 役員の変更等の届出が必要な変更事項は、次の場合です。

新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所の異動、改姓又は改名補欠の場合又は増員によって就任した場合は、その旨を付記してください。 |
| **◆ 役員が新たに就任した場合**この場合、届出を行う際に､任期満了と同時に再任された場合を除いて､次の書類を届出書とともに提出しなければなりません｡(法第23条第2項)

|  |
| --- |
| 1. **就任承諾書及び誓約書の謄本（コピー）**
 |
| **② 役員の住所又は居所を証する書面（条例第２条第２項の書面）****……住民票（コピーは不可）等**※ |

* 就任承諾書及び誓約書の氏名を本人が自署しており、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を希望する旨及び生年月日を記載した場合は、住民票の添付を省略できます。
 |
| **◆ 役員が任期満了と同時に全員再任された場合*** + この場合にも、**「役員変更等届出書」を提出してください。**
	+ 役員変更等届出書の変更事項欄は**「再任」**と記入してください。
 |
| * **変更事項の登記**
	+ 役員の変更等によって登記事項に変更が生じた場合は、事務所の所在地を管轄する法務局において、主たる事務所の所在地において２週間以内に変更の登記をしなければなりません。
 |

**【役員変更等届出書の記載例】**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| * **役員補充による新任の場合**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変更年月日変更事項 | 役職名 | 氏名 | 住所又は居所 |
| ※○年○月○日新任･欠員補充 | 理　　事（又は監事） | ○○○○ | ・・・一丁目２番地３ |
| **（氏名・住所は住民票どおり正確に記載します）** |

* + - 変更年月日：前任者の辞任等の日の翌日又は役員選任機関で選任され、後任者が承諾した日のいずれか遅い日。
* **増員による新任の場合**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ※○年○月○日新任･増員 | 理　　事（又は監事） | ○○○○ | ・・・２５６番地の４ |
| **（氏名・住所は住民票どおり正確に記載します）** |

* + - 変更年月日：役員選任機関で選任され、新任者が承諾した日。
* **役員改選による再任（又は任期満了）の場合**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ※○年○月○日再任（又は任期満了） | 理　　事（又は監事） | ○○○○ | ・・三丁目５番２号○○マンション３０２号 |
| **（氏名・住所は住民票どおり正確に記載します）** |

* + - 変更年月日：前任者の辞任等の日の翌日又は役員選任機関で選任され、後任者が承諾した日のいずれか遅い日。
 |

別記様式第４号（規格Ａ４）（第５条関係）

年　　月　　日

　　　群馬県知事　あて

 　　　　　　　　　　 特定非営利活動法人の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

次のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第２３条

 第５２条第１項の規定により読み替えて適用する法第２３条 　の

第６２条において準用する法第５２条第１項の規定により読み替えて適用する法第２３条

規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変更年月日変更事項 | 役職名 | 氏名 | 住所又は居所 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

　注１　「変更事項」欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。

　　２　「役職名」欄には、理事、監事の別を記載すること。

　　３　改姓又は改名の場合には、「氏名」欄に、旧姓又は旧名に括弧を付して併記すること。

　　４　「住所又は居所」欄には、住所又は居所を証する書面により証された事項を記載すること。

　　５　役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、以下の書類を添付すること。

　　　(１)　当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

　　　(２)　当該各役員の住所又は居所を証する書面

６　２以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第５２条第１項（法第６２条において準用する場合を含む。）の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に届け出る場合には、届出先の団体が定めるところによること。

（法第２３条第２項関係様式例：住民票を提出する場合）

年　　月　　日

　特定非営利活動法人○○○○　　御中

**就任承諾書及び誓約書**

住所又は居所

氏　名 （自署）

私は、特定非営利活動法人○○○○の理事（又は監事）に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第２０条各号に該当しないこと及び同法第２１条の規定に違反しないことを誓約します。

|  |
| --- |
| 法第二十条　次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者三　この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者四　暴力団の構成員等五　第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者六　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの法第二十一条　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。 |

（備考）

　住所又は居所については、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第２条第２項に掲げる書面（住民票の写し等）により証された住所又は居所を記載する。

（法第２３条第２項関係様式例：住基ネットの利用を希望する場合）

年　　月　　日

　特定非営利活動法人○○○○　　御中

**就任承諾書及び誓約書**

住所又は居所

氏　名（自署）

私は、特定非営利活動法人○○○○の理事（又は監事）に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第２０条各号に該当しないこと及び同法第２１条の規定に違反しないことを誓約します。

住民基本台帳ネットワークの利用を希望し、住所又は居所を証する書面の添付を省略します。

生年月日　（元号）　　年　　月　　日

|  |
| --- |
| 法第二十条　次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者三　この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者四　暴力団の構成員等五　第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者六　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの法第二十一条　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。 |

（備考）

　住所又は居所については、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第２条第２項に掲げる書面（住民票の写し等）により証された住所又は居所を記載する。

（法第１０条第１項第２号イ関係様式例）

役　員　名　簿

　　　年　　　月　　　日現在

（特定非営利活動法人の名称）

特定非営利活動法人

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | 氏名 | 住 所 又 は 居 所 | 報酬の有無 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（備考）

１　「役職名」欄には、理事、監事の別を記載する。

２　「住所又は居所」欄には、住民票等により証された住所又は居所を記載する。

３　「報酬の有無」欄には、報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記載する。

４　役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、３分の１以下でなければなりません（法第２条第２項第１号ロ）。